

災害救助法による生活必需品の支給について

大多喜町役場 健康福祉課 社会福祉係
0470-82-2168

令和8年9月の台風25号の影響で被災され、生活必需品を喪失又は損傷等により使用できなくなった方に、必要な寝具その他生活必需品の支給を行います。

1 対象となる方

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な方。

2 対象品目

別紙申請書記載の被害状況別に定めた品目から支給します。

3 手続き

- (1) 申請窓口 大多喜町役場 健康福祉課 社会福祉係
- (2) 受付時間 午前9時～午後5時
- (3) 必要なもの
 - ア 申請書
 - イ リ災証明書（写し可）
 - ウ 生活必需品等の喪失・損傷状況のわかる写真等

4 支給方法

申請のあった内容をもとに生活必需品を調達後、申請者の居所に送付します。また、大多喜町役場での受け取りも可能です。